

# 平成 29 年度 事業報告書

平成 29 年 4 月 1 日から平成 30 年 3 月 31 日まで

## 第 1 総務関係

### 1 会員数及び異動状況（特別会員を除く。）

前年度末の会員数は、通常会員 405 名、地区会員 60 名、賛助会員 10 名の合計 475 名であったが、本年度は入会した通常会員が 6 名で、退会した通常会員（資格喪失を含む。）が 16 名、地区会員が 1 名の合計 17 名であったので、平成 30 年 3 月 31 日現在の会員数は、通常会員 395 名、地区会員 59 名、賛助会員 10 名、合計 464 名となった。

四半期ごとの会員の増減状況は、次表のとおり。

本部/支部	前年度末			第 1 四半期			第 2 四半期			第 3 四半期			第 4 四半期			異動状況	
	通常	地区	賛助	通常	地区	賛助	通常	地区	賛助	通常	地区	賛助	通常	地区	賛助	入会	退会
本 部			4			4			4			4			4		
北海道	43	4		43	4		43	4		43	4		42	4			1
東 北	47	8		47	8		46	8		47	8		49	8		3	1
関 東	35	3	2	36	3	2	36	3	2	38	3	2	35	3	2	3	3
信 越	8			8			8			8			8				
北 陸	12	2		12	2		12	2		12	2		12	2			
東 海	37	4	1	37	4	1	36	4	1	36	4	1	36	4	1		1
近 畿	44	10		44	10		44	10		43	10		43	10			1
中 国	42	8		41	8		41	8		41	8		41	8			1
四 国	31	7	3	31	7	3	31	7	3	31	7	3	31	7	3		
九 州	97	12		96	11		95	11		92	11		89	11			9
沖 縄	9	2		9	2		9	2		9	2		9	2			
計	405	60	10	404	59	10	401	59	10	400	59	10	395	59	10	6	17
合 計	475			473			470			469			464			-11	

注：各四半期末日の退会者は、会員数から除外した。

### 2 一般社団法人関係事項の内閣府への報告

平成 29 年 6 月 21 日、第 55 回通常総会で承認された平成 28 年度の公益目的支出計画実施報告書を同年 6 月 22 日付で内閣府公益認定等委員会（内閣総理大臣）に提出しました。

### 3 税務関係確定申告等

納税関係の申告について、次のとおり所轄税務署、都道府県等に関係書類を提出し、本部において支払い事務を行った。

#### (1) 法人税関係

平成 29 年 6 月 28 日、当協会に係る「平成 28 年度分の法人税の確定申告書」及び「平成 28 年度分の復興特別法人税申告書」を所轄の税務署に提出した。

#### (2) 償却資産税関係

平成 30 年 1 月 4 日、当協会に係る「平成 30 年度償却資産申告書」をそれぞれの所轄都区市に提出した。

#### (3) 法人都道府県民税・均等割関係

平成 29 年 6 月 28 日、当協会に係る「平成 28 年度分の都道府県民税・事業税の確定申告書」をそれぞれの所轄都道府県税事務所に提出し、本部が各都道府県税事務所に支払を完了した。

#### (4) 法人市町村民税・均等割合関係

平成 29 年 6 月 28 日、各支部に係る「平成 28 年度分の市町村民税の確定申告」を各所轄の各市町村長に提出し、本部が各市町村長に支払を完了した。

#### (5) 消費税関係

平成 29 年 5 月 24 日、当協会に係る「平成 28 年度分の消費税及び地方消費税の確定申告書」を所轄の税務署に提出し、納付を完了した。

#### 4 業務及び会計監査並びに公益目的支出計画実施に関する監査

平成 29 年 5 月 18 日、古賀監事及び藤原監事により、平成 28 年度事業、会計帳簿及び財務諸表（貸借対照表、正味財産増減計算書、収支計算書及び財産目録）並びに公益目的支出計画の実施状況について監査を受けた。

#### 5 第 55 回定時総会の概要

(1) 開催期日及び場所：平成 29 年 6 月 21 日、メルパルク東京

(2) 出席者：通常会員（総通常会員数 405 名、総議決権数 465）

出席者 31 名（議決権数 61）

議決権行使会員 269 名（議決権数 298）

委任状 0 名

上記のほか、来賓 3 名、地区会員 5 名、賛助会員 3 名、特別会員 3 名、その他 17 名が参加した。

(3) 議長：高山 譲 氏（関東支部・協立電波サービス株式会社）

(4) 議事録署名人：山本 良衛 氏（信越支部・山本電子工業）

吉良 洋 氏（四国支部・四国電波工業株式会社）

(5) 議 事

第 1 号議案 平成 28 年度事業報告書、公益目的支出計画実施報告書及び決算報告書の件  
賛成の議決権数 359、反対の議決権数 0、保留 0、無効 0 で原案通り承認された。

第 2 号議案 平成 29 年度事業計画書及び予算書の件（報告）  
賛成多数で原案のとおり承認された。

第 3 号議案 役員の給与改定の件  
賛成の議決権数 357、反対の議決権数 2、保留 0、無効 0 で原案通り承認された。

第 4 号議案 役員の選任の件  
賛成の議決権数 357、反対の議決権数 0、保留 2、無効 0 で原案通り承認された。

(6) 表 彰

① 支部の事業発展に対して功労のあった方（3 名）

近畿支部（2 名）、九州支部（1 名）

② 船舶無線工事に永年従事し、成績優良な方（5 名）

東北支部（1 名）、関東支部（3 名）、四国支部（1 名）

③ 会員の代表者であって自ら無線工事に永年従事し、成績優良な方（5 名）

北陸支部（1 名）、近畿支部（2 名）、中国支部（1 名）、四国支部（1 名）

#### 6 各支部全体会議の開催日及び場所

(1) 北海道支部 平成 29 年 5 月 23 日 札幌市「ホテルマイステイズ札幌アспен」

(2) 東北支部 平成 29 年 5 月 26 日 花巻市「花巻温泉ホテル千秋閣」

(3) 関東支部 平成 29 年 5 月 18 日 熱海市「熱海玉の湯ホテル」

(4) 信越支部 平成 29 年 4 月 27 日 佐渡島市「八幡館」

(5) 北陸支部 平成 29 年 5 月 12 日 金沢市「KKR ホテル金沢」

(6) 東海支部 平成 29 年 5 月 29 日 名古屋市「メルパルク NAGOYA」

(7) 近畿支部 平成 29 年 5 月 19 日 大阪市「ドーンセンター」

- |           |                  |                    |
|-----------|------------------|--------------------|
| (8) 中国支部  | 平成 29 年 5 月 19 日 | 広島市「KKR ホテル広島」     |
| (9) 四国支部  | 平成 29 年 5 月 25 日 | 松山市「ホテル JAL シティ松山」 |
| (10) 九州支部 | 平成 29 年 5 月 15 日 | 福岡市「KKR ホテル博多」     |
| (11) 沖縄支部 | 平成 29 年 5 月 25 日 | 那覇市「沖縄県青年会館」       |

## 7 理事会、四役会議及び全国事務局長会議の開催

### (1) 理事会

#### ① 第 166 回理事会（臨時）（平成 29 年 6 月 21 日 メルパルク東京）

次の議題について審議を行った。

第 1 号議案 第 165 回理事会後の経過報告

第 2 号議案 通常会員の入会について

関東支部から提出された通常会員（宇都宮電子（株））の入会を承認した。

第 3 号議案 その他

全工協の推移と課題（その 6）について説明した。

#### ② 第 167 回理事会（通常）（平成 29 年 10 月 27 日 電波会館 ICT 研修センター）

次の議題について審議を行った。

第 1 号議案 第 166 回理事会後の経過報告について

第 2 号議案 通常会員の入会について

関東支部から提出された通常会員（（有）SKY-FIX COM JAPAN 及びターナー（株））及び東北支部から提出された通常会員（キシヤ電機）3 社の入会を承認した。

第 3 号議案 平成 29 年度中間決算報告について

各支部からの月次報告を基に集計した中間決算報告書を承認した。

第 4 号議案 平成 29 年度重点実施事項報告について

以下の重点実施事項の進捗状況を確認・承認した。

(ア) 人材育成の支援

- ・無線局登録点検員研修制度の定着化
- ・第四級海上無線通信士資格取得支援の継続的实施

(イ) 電子申請の推進

(ウ) 許認可申請様式の変更に伴う対応

免許規則改正に係るパブリックコメントへの対応（第 6 号議案）

第 5 号議案 VMS 設置の進捗状況等について

平成 29 年度実施工事の進捗状況・収支状況等の中間報告を行った。

第 6 号議案 その他

総務省パブリックコメントへの意見提出（全 17 件）を提案し、承認した。

#### ③ 第 168 回理事会（通常）（平成 30 年 3 月 23 日 電波会館 ICT 研修センター）

次の議題について審議を行った。

第 1 号議案 第 167 回理事会後の経過報告について

第 2 号議案 平成 29 年度決算と平成 30 年度予算について

以下の事項について審議し、承認した。

(ア) 平成 29 年度決算見込の報告

- ・経常収益見込： 188,845,300 円

- ・経常費用見込： 192,898,932 円
- ・当期経常増減額見込： -4,053,362 円
- ・投資活動収入見込： 15,818,260 円
- ・投資活動支出見込： 3,524,989 円
- ・投資活動収支差額： 12,293,271 円

(イ) 平成 30 年度予算（案）

- ・経常収益： 180,908,000 円
- ・経常費用： 191,331,000 円
- ・当期経常増減額： -10,423,000 円
- ・投資活動収入： 3,086,000 円
- ・投資活動支出： 4,697,000 円
- ・投資活動収支差額： -1,611,000 円

(ウ) 公益目的支出計画の完了見込

- ・H28 年度末公益目的財産残額： 45,072,663 円
- ・H29 年度末公益目的財産額使用見込： 46,763,616 円
- ・H29 年度末公益目的財産残額見込： -1,690,953 円

第 3 号議案 平成 29 年度重点実施施策と平成 30 年度重点実施施策について  
以下の事項について審議し、承認した。

(ア) 平成 29 年度重点実施施策

- ・人材の育成支援
- ・電子申請の推進
- ・許認可申請様式の変更に伴う対応

(イ) 平成 30 年度重点実施施策

- ・人材の育成支援（継続）
- ・電子申請の推進（継続）
- ・許認可申請様式の変更に伴う対応（継続）

第 4 号議案 平成 29 年度 VMS 設置工事の総括について  
平成 29 年度に実施した VMS 設置工事の結果・収支状況等の総括的報告を行った。

第 5 号議案 平成 30 年度会長表彰の推薦について  
会長表彰者候補について審議し、9 名に表彰状を贈ることを決定した。

第 6 号議案 就業規則の改正について  
定年の時期を誕生日の翌日から誕生月の月末に変更することを決定した。

第 7 号議案 顧問の委嘱について  
国立大学法人東京商船大学名誉教授の林尚吾先生を学識経験者として当会の顧問にすることを決定した。

その他 支部特定資産の取り扱いについて  
平成 29 年度末における本部・支部特定資産の状況を説明したうえで、今後の支部特定資産の取り扱いについて意見交換を行った。

(2) 定款第 40 条に基づく決議の省略（書面理事会）

次の案件について書面理事会を開催し、何れも理事全員の同意を得て、また、監事から異議の申し出がなかったため、定款第 40 条に基づき理事会決議を省略して承認した。

- ① 定時総会議案書及び公益目的支出計画実施報告書の承認について（平成 29 年 5 月 29 日）  
平成 29 年 6 月 21 日に開催する第 55 回定時総会議案書（案）及び内閣府に報告する平成 28 年度公益目的支出計画実施報告書（案）を承認した。
  - ② 特別会員の承認について（平成 29 年 8 月 28 日）  
関東支部事務局長及び東海支部事務局長を特別会員とすることを承認した。
  - ③ 通常会員の入会について（平成 30 年 1 月 17 日）  
東北支部から上申のあった（有）マリンハウス及び山本船電の 2 社を通常会員として入会することを承認した。
- (3) 四役会議
- ① 第 1 回四役会議（平成 29 年 10 月 27 日）  
第 167 回理事会の議題及び運営方針について検討するため、四役会議（会長、副会長、専務及び事務局長が出席）を開催した。
  - ② 第 2 回四役会議（平成 30 年 3 月 23 日）  
第 168 回理事会の議題及び運営方針について検討するため、四役会議（会長、副会長、専務及び事務局長が出席）を開催した。
- (4) 全国事務局長会議（平成 30 年 2 月 27 日 電波会館 3F 全工協会議室）  
次の議題について説明と意見交換を行った。
- 議題 1 平成 29 年度決算見込について  
議題 2 平成 30 年度支部予算書（案）について  
議題 3 その他
- (1) 就業規則の改正について
  - (2) VMS 設置工事について
  - (3) カラープリンターの購入について
  - (4) 測定器校正方法の留意点等について
  - (5) MSS 楽々申請について
  - (6) その他（意見交換）

## 8 専門委員会等の開催

次の専門委員会等を開催した。

- (1) 水洋会部会
  - ① 運営・業務委員会（委員長：東京計器株式会社 塩田氏）
    - 第 21 回運営・業務委員会（平成 29 年 5 月 22 日）
    - 第 22 回運営・業務委員会（平成 29 年 7 月 20 日）
    - 第 23 回運営・業務委員会（平成 28 年 9 月 21 日）
    - 第 24 回運営・業務委員会（平成 29 年 11 月 17 日）
    - 第 25 回運営・業務委員会（平成 30 年 1 月 24 日）
    - 第 26 回運営・業務委員会（平成 30 年 3 月 27 日）
  - ② 技術委員会（委員長：日本無線株式会社 帆保氏(11 月まで)、平山氏（12 月から））
    - 第 46 回技術委員会（平成 29 年 4 月 24 日）
    - 第 47 回技術委員会（平成 29 年 5 月 30 日）
    - 第 48 回技術委員会（平成 29 年 6 月 22 日）
    - 第 49 回技術委員会（平成 29 年 7 月 24 日）
    - 第 50 回技術委員会（平成 29 年 8 月 28 日）

- 第 51 回技術委員会（平成 29 年 9 月 28 日）
- 第 52 回技術委員会（平成 29 年 10 月 31 日）
- 第 53 回技術委員会（平成 29 年 11 月 27 日）
- 第 54 回技術委員会（平成 29 年 12 月 25 日）
- 第 55 回技術委員会（平成 30 年 1 月 26 日）
- 第 56 回技術委員会（平成 30 年 2 月 28 日）
- 第 57 回技術委員会（平成 30 年 3 月 30 日）

③ 水洋会部会研修会（平成 29 年 11 月 17 日）

運営・業務委員会及び技術委員会の合同研修会

(2) 法令対策委員会（委員長：古野電気株式会社 藤原氏 平成 29 年 10 月 18 日）

免許手続規則等の改正に係るパブリックコメントに対し、協会としての意見を取りまとめ、理事会に諮ったうえで総務省に提出した。

(3) 広報委員会（委員長：古野電気株式会社 竹浪氏）

広報委員会は隔月に開催し、機関誌「むせんこうじ」の編集及び Web サイト「全工協ホームページ」の企画を検討した。

開催日は以下のとおり。

- 第 1 回広報委員会（平成 29 年 4 月 20 日）
- 第 2 回広報委員会（平成 29 年 6 月 29 日）
- 第 3 回広報委員会（平成 29 年 8 月 25 日）
- 第 4 回広報委員会（平成 29 年 10 月 26 日）
- 第 5 回広報委員会（平成 29 年 12 月 21 日）
- 第 6 回広報委員会（平成 30 年 2 月 23 日）

## 9 規程類等の改正

第 168 回理事会の決議を経て次の規程類の一部を改正した。

① 就業規則

## 10 役員（特別会員に限る。）及び職員（平成 30 年 3 月 31 日現在）

(1) 役員及び本部職員

- ① 役員 2 名（会長理事、専務理事（事務局長兼務））
- ② 職員 3 名（普通管理職員 2 名、嘱託職員 1 名）

(2) 支部職員

- ① 事務局長 11 名（特別会員普通管理職員 6 名、特別会員嘱託管理職員 5 名）
- ② 職員 11 名（普通管理職員 2 名、普通職員 3 名、臨時職員 6 名）

(3) 水洋会部会職員

- ① 事務局長 1 名（嘱託管理職員 1 名）

## 第 2 事業関係

当協会は、海上関係無線局（船舶局、特定船舶局、無線航行移動局、遭難自動通報局、無線標定移動局、船舶地球局、海岸局等）における電波利用の促進が円滑に図られるよう、以下の各種業務に取り組んでいる。

特に海上における通信は、陸上とは大きく異なった利用環境に置かれているため、先ず無線による通信手段を確保することが人命財貨の保全に必須のものであるとの考えの下に、定款において、船舶の航行の安全の確保に寄与することを目的に掲げている。

## 1 海上関係無線局の開設・運用に係る申請等の手続及び検査に係る支援事業

### (1) 許認可申請支援事業（整備法第 119 条第 2 項第 1 号ハに基づく継続事業）

電波法では、無線局を開設しようとする者は、原則として総務大臣の免許を受けなければならないこととされており、当協会では、海上関係の無線局の免許申請、変更申請（届）、再免許申請に係る手続に関し、無線局の免許人（ユーザ）又はその代理人（工事業者等）からの要請に基づき助言などのサポートを行っている。

これらのサポートは、不特定多数の船舶の所有者や運航者をはじめとする海運関係者や漁業関係者など、無線の利用を希望する者の利益の増進に寄与している。

#### ① 無線局免許申請書等の事前点検事業

会員の多くは、海上通信を行うための船舶無線設備及び航法 GPS やレーダーなどの航海機器を販売するとともに、船舶無線工事業を営んでいる。これらの無線設備を使用可能とするには、前述のとおり総務大臣の許認可を得る必要があるため、無線設備販売の付帯業務として船舶所有者等から委任を受けて電波法に基づく無線局の申請書等を作成し、その許認可申請手続業務を行っている。

当協会では、これらの申請手続をサポートするため、主に会員及びその従業員を対象に年一程度度の講習会を開催して関係法令の周知を行うとともに、会員等が無線局申請書等の事前審査を希望する場合には、当局へ提出する前に申請書等の様式や記載内容が関係法令に合致しているかどうかを点検している。補正が必要なものは、その旨を会員等の依頼者に連絡して、同依頼者からの補正依頼に基づき処理を行った後当局へ提出している。

#### ② 電子申請の推進とデータベース構築を含む電算機処理の促進

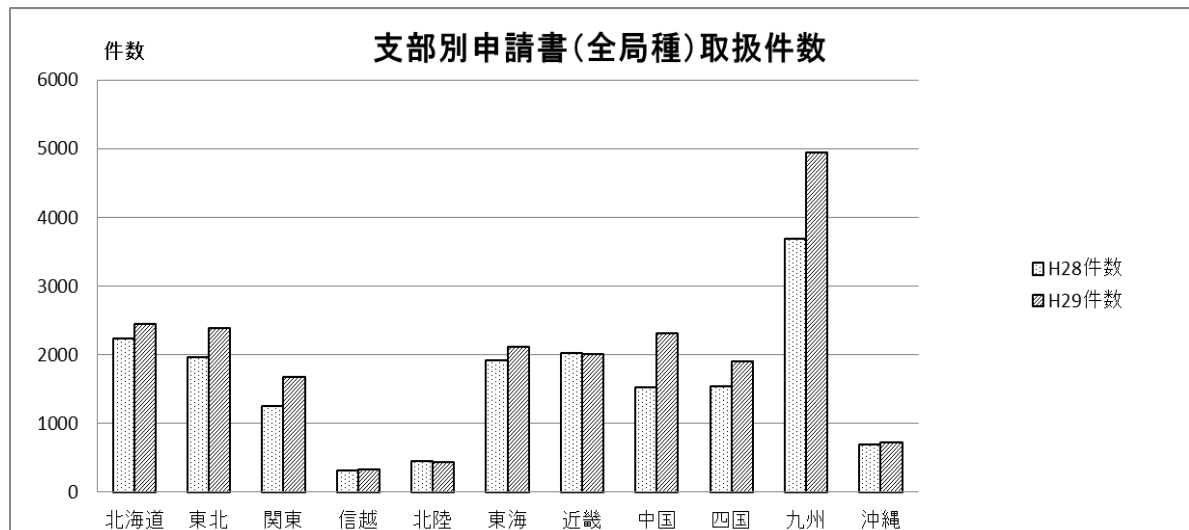
海上関係無線局の電子申請は、陸上関係無線局に比べその進捗が大幅に遅れているため、電子申請の推進を事業計画に掲げ会員に協力要請を求め、平成 29 年度の特設船舶局・無線航行移動局の合計（新設・再免）の電子化率は 48.5%（昨年比+6.2%）であった。

平成 29 年度の特筆すべき事項は、海上関係無線局の申請等の取扱件数が比較的に多い東海支部においても平成 30 年 3 月から電子申請の対応を開始し、全支部において電子申請の対応が可能となったこと。また、平成 31 年 1 月から船舶局等の電子申請による再免許申請手続の簡素化が図られる改正省令が施行される予定であることから、今後の電子化率の向上が更に期待される。

③ 書面申請及び電子申請の事前審査の取扱件数

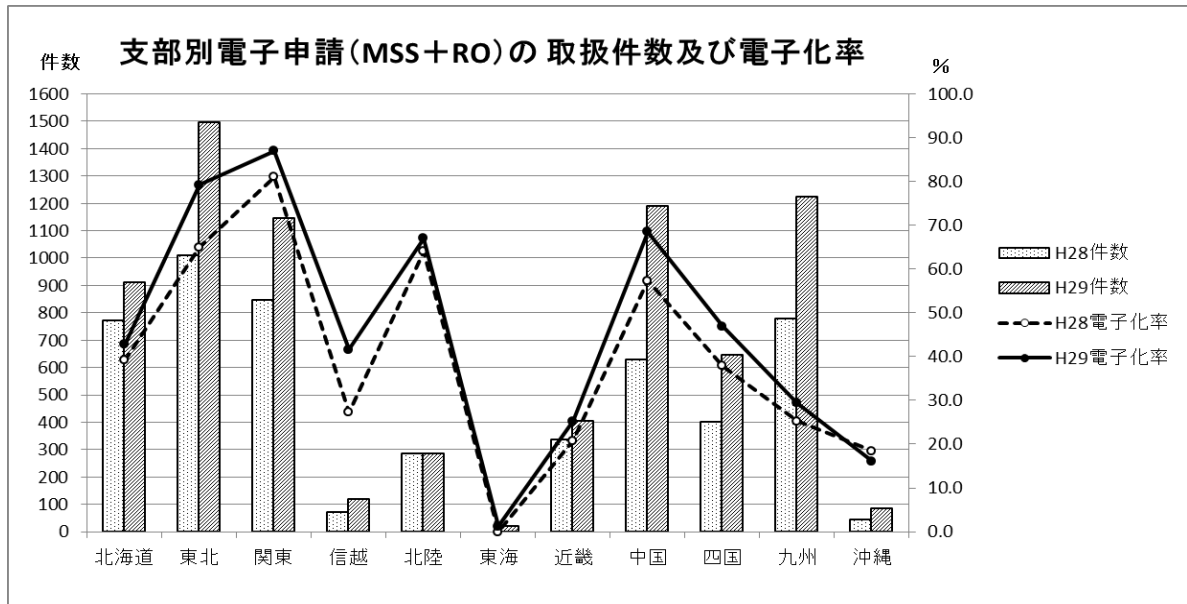
局 種	区 別	許認可申請支援事業				全国			
		平成29年度申請件数				平成28年度申請件数			
		書 面	電 子	合 計	電子化率	書 面	電 子	合 計	電子化率
MSS (特定船舶局)	新 設	1,031	713	1,744	40.9%	1,039	718	1,757	40.9%
	変 更	3,330	1,668	4,998	33.4%	3,307	1,209	4,516	26.8%
	再 免	3,191	2,852	6,043	47.2%	3,603	2,630	6,233	42.2%
	その他	370	107	477	22.4%	68	21	89	23.6%
	合 計	7,922	5,340	13,262	40.3%	8,017	4,578	12,595	36.3%
MS (船舶局)	新 設	224	0	224	0.0%	244	0	244	0.0%
	変 更	1,777	0	1,777	0.0%	2,011	0	2,011	0.0%
	再 免	324	0	324	0.0%	330	0	330	0.0%
	その他	79	0	79	0.0%	37	0	37	0.0%
	合 計	2,404	0	2,404	0.0%	2,622	0	2,622	0.0%
RO (無線航行移動局)	新 設	395	482	877	55.0%	405	334	739	45.2%
	変 更	319	158	477	33.1%	260	97	357	27.2%
	再 免	1,465	1,673	3,138	53.3%	256	202	458	44.1%
	その他	75	16	91	17.6%	5	0	5	0.0%
	合 計	2,254	2,329	4,583	50.8%	926	633	1,559	40.6%
MR (無線標定移動局)	新 設	20	0	20	0.0%	23	0	23	0.0%
	変 更	77	0	77	0.0%	29	0	29	0.0%
	再 免	547	0	547	0.0%	0	0	0	—
	その他	10	0	10	0.0%	0	0	0	—
	合 計	654	0	654	0.0%	52	0	52	0.0%
DS (遭難自動通報局)	新 設	5	2	7	28.6%	7	2	9	22.2%
	変 更	2	0	2	0.0%	2	0	2	0.0%
	再 免	3	1	4	25.0%	2	0	2	0.0%
	その他	1	0	1	0.0%	0	0	0	—
	合 計	11	3	14	21.4%	11	2	13	15.4%
FC (海岸局)	新 設	2	0	2	0.0%	8	0	8	0.0%
	変 更	57	0	57	0.0%	52	0	52	0.0%
	再 免	0	0	0	—	523	0	523	0.0%
	その他	1	0	1	0.0%	4	0	4	0.0%
	合 計	60	0	60	0.0%	587	0	587	0.0%
その他の局種	新 設	58	17	75	22.7%	65	11	76	14.5%
	変 更	74	0	74	0.0%	52	0	52	0.0%
	再 免	122	0	122	0.0%	55	0	55	0.0%
	その他	2	0	2	0.0%	12	0	12	0.0%
	合 計	256	17	273	6.2%	184	11	195	5.6%
合 計		13,561	7,689	21,250	36.2%	12,399	5,224	17,623	29.6%

④ 支部別申請書（全局種）事前審査の取扱件数





⑤ 支部別電子申請（MSS+RO）の取扱件数及び電子化率



⑥ 免許申請書等の相談事業

海上における船舶間で共通に使用することができる通信システムとして、船舶が任意に設置する国際 VHF（以下「簡易型国際 VHF」という。）が平成 21 年 10 月に導入され 8 年が経過したが、未だ十分な普及が進んでいない。

全工協では、簡易型国際 VHF の普及を促進するため、協会のホームページに「船舶に任意に設置する国際 VHF の申請に関するよくある質問」を掲載し、プレジャーポートやプレジャーヨットなどの所有者が容易に簡易型国際 VHF の申請書等を作成できるようにサポート活動を行っている。このサポートには、電話による相談も随時受け付けている。

また、当協会のホームページ及び機関誌「むせんこうじ」を通じて無線局（船舶局）の申請等の手続に関する情報を広く提供している。

(2) ラジオ・ブイ等の符号内示割当事業（整備法第 119 条第 2 項第 1 号ハに基づく継続事業）

海洋漁場における通信では、海洋に仕掛けた漁網やはえ縄などに付けられたブイの位置を知らせるための無線装置（ラジオ・ブイ等という。）やブイの呼出・応答などの無線通信設定を自動的に行うための無線装置（選択呼出装置という。）が用いられている。これらの装置には、それぞれの無線装置を識別するための符号（個別 ID 番号）が物理的に必要であり、この個別 ID 番号は電波の発射源を明示する必要からも無線局免許の際の要件とされている。これらの装置に使用する ID 番号を要する無線装置は、簡易な免許手続により免許の取得が可能であり、製造過程において工場であらかじめ ID 番号を書き込んで出荷する必要がある。

このため、当協会では、物流の円滑化と船舶漁業関係者の早期出荷の要求に応えるとともにラジオ・ブイ等の免許手続の円滑化を図るため、ID の内示サポートを行っている。

ブイ等の製造業者（40MHz 帯漁業用無線局の個別呼出番号については会員）からの申請に基づき、次の符号等の内示割当事務を行った。

- ① ラジオ・ブイの識別信号：8 件
- ② セルコール・ブイの呼出番号・識別信号：396 件
- ③ 船舶用セルコールの個別番号：0 件
- ④ 40MHz 帯漁業用無線局の個別呼出番号：19 件

(3) 登録検査等支援事業（整備法第119条第2項第1号ハに基づく継続事業）

電波法では、原則として無線局を開設するときの検査（以下「新設検査」という。）、無線局の無線設備を変更するときの検査（以下「変更検査」という。）のほか一定の期間ごとに無線局の検査（以下「定期検査」という。）を受けることとされており、当協会では、これらの検査が適正かつ確実に実施されるように、無線局の免許人（ユーザ）及びその代理人（工事業者等）からの要請に基づき助言などのサポートを行っている。

これらのサポートは、不特定多数の船舶の所有者や運航者をはじめとする海運関係者や漁業関係者など無線を利用する者の利益の増進に寄与している。

① 無線局の検査には電波法に基づく新設検査、変更検査、定期検査等があり、無線局の受検の方法としては、(ア)国の検査を受ける方法、(イ)検査の一部を省略として民間の登録検査等事業者による点検を受ける方法、(ウ)民間の登録検査等事業者による検査を受ける方法（この方法は、定期検査に限る。）の3種類あるが、(イ)の方法を利用している無線局の免許人が90%以上の多数を占めている。

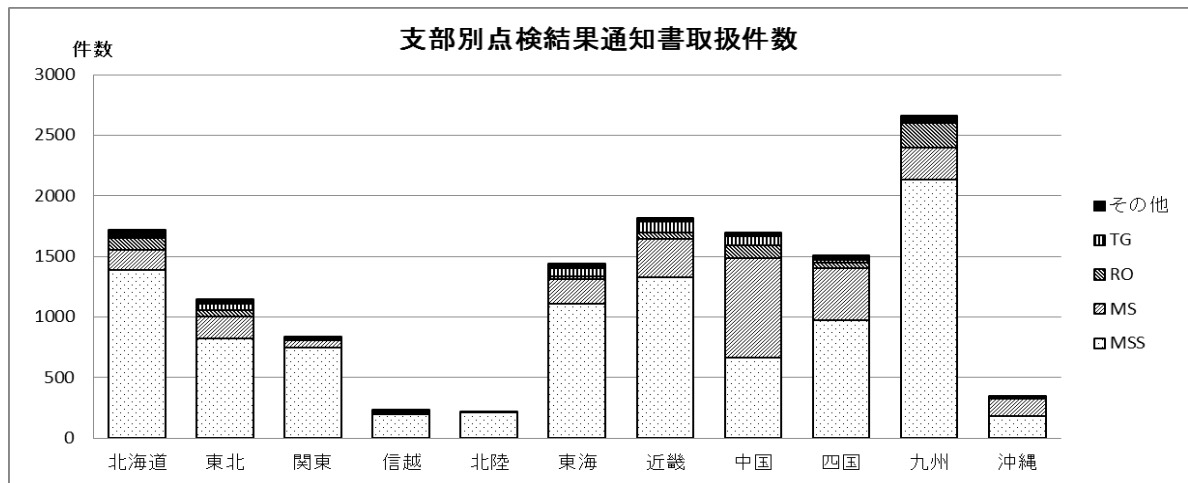
当協会では、登録検査等事業者による点検事業をサポートするため、ホームページ及び機関誌を通じて登録検査等事業者制度に関する情報を広く提供するとともに、登録検査等事業者が点検の結果を記入した点検結果通知書の事前審査を希望する場合には、当局へ提出する前に点検結果通知書の様式や記載内容が関係法令に合致しているかどうかを点検している。また、補正が必要な場合はその旨を同事業者に連絡して、同事業者からの補正依頼に基づき処理を行った後当局へ提出している。

② 点検結果通知書の事前審査の取扱件数

登録点検支援事業 全国

局種	区別	平成29年度 登録点検件数	平成28年度 登録点検件数
MSS (特定船舶局)	新設	899	987
	変更	372	316
	定期	8,477	8,535
	合計	9,748	9,838
MS (船舶局)	新設	221	244
	変更	175	188
	定期	2,201	2,226
	合計	2,597	2,658
RO (無線航行移動局)	新設	192	140
	変更	11	9
	定期	419	360
	合計	622	509
DS (遭難自動通報局)	新設	0	1
	変更	0	0
	定期	3	7
	合計	3	8
TG (船舶地球局)	新設	34	36
	変更	6	9
	定期	307	329
	合計	347	374
FC (海岸局)	新設	2	3
	変更	16	5
	定期	214	209
	合計	232	217
その他の局種	新設	15	30
	変更	16	8
	定期	26	31
	合計	57	69
合計		13,606	13,673

③ 支部別点検結果通知書の事前審査の取扱件数（平成 29 年度）



④ 登録点検等の相談事業

協会のホームページに、「船舶に任意に設置する国際 VHF の申請に関するよくある質問」を掲載し、この中で「船舶局の定期検査について」のコーナーを設け、国際 VHF を装備した船舶局の定期検査の有無や定期検査を受検する方法について解説し、プレジャーボートやプレジャーヨットなどの所有者が定期検査について容易に理解できるようにサポート活動を行うとともに、電話による相談も随時受け付けている。

(4) 無線局の許認可申請及び登録点検に係る情報の提供

当協会では、海上関係無線局の開設・運用に係る申請等の手続及び海上関係無線局の検査をサポートするため、当協会の機関誌「むせんこうじ」又はホームページに次のような情報の提供を行った。

- ① 国際 VHF チャンネル用途変更について
- ② 海上移動業務に使用する電波の使用区別を定める件の告示の一部改正案等について
- ③ 電波法及び電気通信事業法の一部を改正する法律の概要について
- ④ 測定器の較正等に係る期間の延長に伴う制度整備について
- ⑤ 許可を要しない工事設計の軽微な事項を定める告示の一部を改正する告示について
- ⑥ 電波法第 71 条に基づく周波数変更命令措置について
- ⑦ ディファレンシャル GPS の廃止について
- ⑧ 新スプリアス確認設備の取り扱いについて
- ⑨ 機器銘板追加の処置について
- ⑩ 電波法施行規則等の一部を改正する省令案等の意見募集への提出意見について
- ⑪ 電波法施行規則等の一部を改正する省令案等の意見募集の結果について
- ⑫ 旧スプリアス規格の無線設備を使用した無線局の再免許申請について
- ⑬ 150MHz 帯デジタル通信設備及び 400MHz 帯デジタル船上通信設備の技術的条件について
- ⑭ 電波法施行規則等の一部を改正する省令の施行について

(5) 「船舶局等申請の手引」「登録検査等実施マニュアル」の出版事業

- ① 平成 24 年度の重点施策として取り組んできた「船舶局等申請の手引」第 7 版を平成 29 年度も引き続き販売した。

平成 29 年度の販売実績部数 : 4 冊

平成 30 年 3 月末の総販売部数 : 355 冊

- ② 平成 25 年度の重点施策として取り組んだ「登録検査等実施マニュアル」を無線局登録点検員の研修会のテキストと定め、平成 29 年度も引き続き販売した。

平成 29 年度の販売実績部数 : 35 冊

平成 30 年 3 月末の総販売部数 : 684 冊

(6) 無線局登録点検員の研修会実施事業

総務大臣の登録を受けた登録検査等事業者の登録点検員が無線設備等の点検に関する知識・技能を修得し、関係法令に従い適正かつ確実に登録点検業務を実施して免許人等の信頼を得ることを目的として、平成 29 年度も登録点検員研修会を各地で開催した。今年度は平成 25 年度の研修開始から 5 年目を迎え、一巡目の最終年であったが、再受講者を含め全国で 58 名の受講があり、全員に修了証を交付した。

なお、平成 30 年 3 月末日の修了試験合格者の総数は 725 名、聴講者の総数は 8 名に達した。

① 近畿支部

- ・開催日：平成 29 年 9 月 15 日
- ・開催場所：西宮市「古野電気（株）研修センター」
- ・参加者：5 名

② 東北支部

- ・開催日：平成 29 年 11 月 15 日
- ・開催場所：仙台市「仙台青葉カルチャーセンター」
- ・参加者：12 名

③ 九州支部

- ・開催日：平成 29 年 11 月 16 日
- ・開催場所：福岡市博多区「カンファレンス ASC」
- ・参加者：23 名（更新者 3 名を含む。）

④ 関東支部

- ・開催日：平成 29 年 12 月 7 日
- ・開催場所：東京都豊島区「全工協本部」
- ・参加者：10 名

⑤ 北海道支部

- ・開催日：平成 30 年 2 月 19 日
- ・開催場所：札幌市「モン・レーブ新道東」
- ・参加者：10 名（聴講者 2 名を含む。）

(7) その他の支援事業

- ① 各支部において地区別に講習会を開催し、法令周知を行った。
- ② 申請書作成簡易ソフト（新 MSS 楽々申請書 Ver.4.0）を会員限定で販売した。
- ③ 平成 29 年 1 月に 27MHz 帯 SSB が特定船舶局として認められたことを踏まえ、それに対応した新 MSS 楽々申請書 Ver.5.0 として作成した。なお、平成 31 年 1 月に申請様式の大幅な改正が施行されることとなったため、この Ver.5.0 は平成 30 年 11 月末までの期間限定で希望する会員に無償配布することとした。

## 2 広報関連事業

定款に定める協会の目的及び事業の円滑な遂行を図るとともに情報の共有や法令の周知のため、機関誌「むせんこうじ」の編集、発行及び配布などの機関誌発行事業を行っている。

当協会が発行する機関誌は、現在、海上無線機器関係では唯一の定期発行書籍であり、無線工事業者をはじめ総務省、海上保安庁などの官公庁、漁業無線局、海難防止協会などの海運関係者や漁業関係者、

海上関係の無線に関心がある不特定多数の方（学校や図書館を含む。）に読まれており、無線を利用する者の利益の増進に寄与している。

#### (1) 機関誌発行事業（整備法第 119 条第 2 項第 1 号ハに基づく継続事業）

定款に定める目的及び事業の円滑な遂行を図るため、隔月単位で機関誌（約 800 部）を発行し、会員及び関係団体に配布し、情報の共有や法令の周知を行っている。この機関誌「むせんこうじ」は、会員相互の密接な連絡と親睦及びその技術レベルの向上を図るとともに、関係官庁（法令の改正等）及び団体の動向をもできるだけ早く知らせるため、昭和 36 年 6 月に創刊した。創刊当時は毎月発行していたが、平成 12 年 3 月号から隔月発行に変更した。

機関誌の掲載内容は、電波法をはじめ政省令・告示の周知及び解説、行政情報・白書、協会の活動に関する事項、技術情報、製品紹介、監督官庁からの周知事項、船舶工事に係る事項等となっている。

会員及び職員には無償で配布（約 500 部）するとともに複数部数を希望する会員には有償で配布（約 20 部）している。会員以外には、総務省総合通信基盤局、地方総合通信局及び独立行政法人 NICT 等には無償で配布（約 100 部）し、海上保安庁、漁業無線局及び一般の購読希望者には、一冊 1,050 円（税別）で提供（約 75 部）している。また、図書館等の要請に応じて、国会図書館及び公益財団法人帆船日本丸記念財団へ機関誌を寄贈している。

なお、当協会の機関誌は一般の書店では取り扱っていないので、購読希望者に対してはホームページで機関誌の情報提供や購入の受付を行っている。

掲載内容等の編集方針は、発行月の前月中旬に開催される「広報委員会」で検討して決定している。また、奇数月の 15 日前後に発行・発送している。

機関誌「むせんこうじ」の広告依頼は常時受付けている。平成 29 年度の広告掲載料は、掲載ページ、会員／非会員、年間掲載回数等で料金が異なるが、会員は、税別で 1/2 ページ 14,300 円～、1 ページ 23,800～57,100 円である。

#### (2) ホームページ関連事業

全工協は、公正で開かれた活動を推進するため、その活動状況、運営内容、財務資料等を積極的にホームページで公開している。<http://www.zkk.or.jp/>

第 55 回定時総会で承認された事業報告・決算報告、事業計画・予算、新役員等の情報は、6 月下旬に更新した。協会の概要をはじめ、会員の紹介、新着情報、会員情報、測定器校正情報、船舶局申請関係等をタイムリーに掲載するとともに会員の関心ごとである「新旧スプリアス設備一覧表(改訂版)」「特定船舶局を定める告示」「国際 VHF の周波数用途の変更」等を掲載し、会員のページに会員向けの協会情報を発信している。なお、会員のページのパスワードは毎年 1 回、4 月中旬から 5 月上旬に変更している。

また、ホームページ更新情報は、本サービスを希望された会員等（110 件）へ電子メールで配信している。平成 29 年度の配信回数は 26 回だった。

### 3 測定器校正事業関係

全工協は、登録検査等事業者が無線設備の点検を適正かつ確実に実施するため、電波法第 24 条の 2 第 4 項第 2 号ニに規定する校正を行うために必要事項を定め、測定器の校正業務を公正かつ厳正に実施している。

平成 29 年度の測定器校正用標準器（周波数標準機：6 台、27MHz 帯高周波電力計：6 台、40MHz 帯高周波電力計：6 台、150MHz 帯高周波電力計：8 台（2 台換装修理）、400MHz 帯高周波電力計：6 台、標準信号発生器：6 台）は、校正業務を適正かつ円滑に実施するため、校正と同時に高周波電力計の目盛の合わせ込みを行うこととし、財団法人テレコムエンジニアリングセンター（松戸）において実

施して各支部に配備した。

被測定器の較正は、会長から任命された各支部の較正員が標準器を用いて測定器等較正業務規程及び同細則に則り適正に実施し、本部において一元管理するとともに較正完了通知書を発行している。

また、登録検査等事業者が作成する点検結果通知書の記載欄のうち、点検に使用した測定器の較正に用いた標準器の諸元の記載を省略できるようにするため、全工協が実施した被較正測定器の諸元を一覧表にまとめ、全工協ホームページで最新のデータを総務省に公開している。なお、総務省へのデータ公開には、パスワードによるアクセス制限を設けている。

平成 29 年度の測定器較正件数は 1,827 件、昨年に比べ 37 件 (-1.9%) の減少となった。なお、非会員の較正件数は、1 件増加の 77 件 (3 社減少の 30 社) であった。

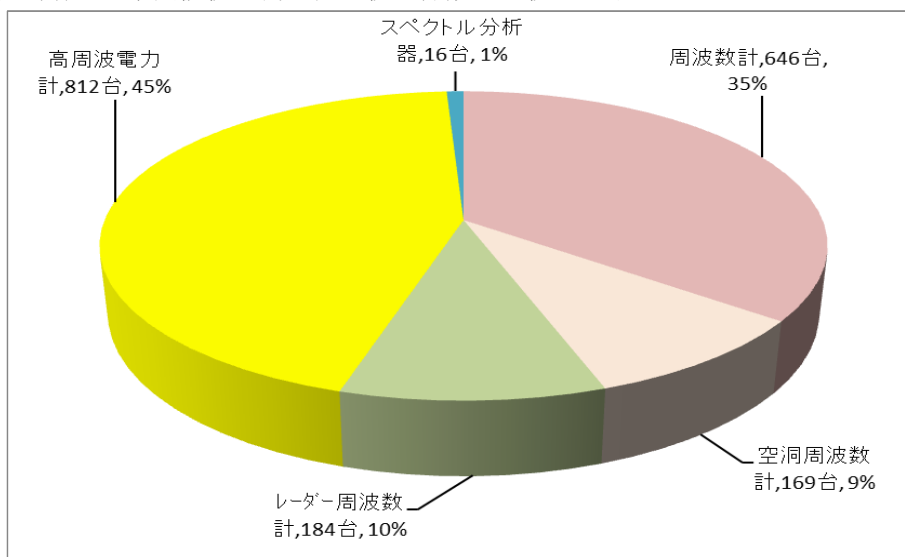
(1) 月別較正件数

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
平成28年度	57	58	192	130	107	331	255	264	154	139	37	140	1,864
平成29年度	38	59	231	116	89	317	245	277	142	147	40	126	1,827
差異	-19	1	39	-14	-18	-14	-10	13	-12	8	3	-14	-37

(2) 本部・支部別較正件数

	北海道	東北	関東	信越	北陸	東海	近畿	中国	四国	九州	沖縄	本部	合計
平成28年度	201	195	221	8	53	130	223	233	145	401	54	0	1,864
平成29年度	205	202	215	0	52	110	219	231	151	382	55	5	1,827
差異	4	7	-6	-8	-1	-20	-4	-2	6	-19	1	5	-37

(3) 平成 29 年度被較正測定器の較正件数及び較正比率



4 法令遵守、情報通信月間行事

(1) 電波の日・情報通信月間

第 67 回「電波の日」(平成 29 年 6 月 1 日)及び平成 29 年度「情報通信月間」(同年 5 月 15 日から 6 月 15 日まで)に当たり、6 月 1 日に帝国ホテルで開催された平成 29 年度「電波の日・情報通信月間」記念中央式典を始め全国各地で記念式典が開催され、会長、副会長、理事、事務局長をはじめ多くの会員が最寄りの式典に参加した。

(2) 各支部が開催する法令周知会等では、各総合通信局の支援を得て、省令・告示等の改正事項の周知、法令違反事例の紹介及び法令遵守の指導を行なった。

## 5 無線従事者資格取得支援業務

無線従事者資格取得のための支援事業の一環として、平成 18 年度から第四級海上無線通信士の通信教育及び直前講習を実施している。平成 29 年度も昨年度と同様に無線従事者国家試験申請システムを利用して 2 月期の第四級海上無線通信士の受験申込の代行事務を協会で行うこととし、次のとおり実施した。

### (1) 通信教育コース

- ① 実施期間：平成 29 年 10 月 1 日～平成 30 年 2 月 16 日
- ② 通信回数：法規 10 回、無線工学 10 回
- ③ 申込者：法規 20 名（全工協会員 14 名、非会員 6 名）  
工学 22 名（全工協会員 16 名、非会員 6 名）

### (2) 直前講習コース

- ① 実施期間：平成 30 年 2 月 19 日～平成 30 年 2 月 22 日（4 日間）
- ② 申込者：法規 16 名（全工協会員 9 名、非会員 7 名）  
工学 16 名（全工協会員 10 名、非会員 6 名）（欠席者 1 名を含む。）

### (3) 合格率（欠席者及び科目合格を除く。）

- ① 全受講者：21 名中 12 名合格（57.1%）
- ② 通信教育+直前講習（欠席者を除く。）：16 名中 10 名合格（62.5%）
- ③ 通信教育のみ：5 名中 2 名合格（40.0%）
- ④ 2 月期の全国の合格率は 57.3%であった。

## 6 法令対策委員会

法令対策委員会は、総務省総合通信基盤局電波部基幹・衛星移動通信課の担当官から照会があった案件や海上関係の省令等の改正案に対して、その都度メールを利用した法令対策委員会を開催している。主な案件は以下のとおり。

- ① 免許手続規則等の省令改正（案）のパブリックコメントへの意見の取り纏め

## 7 水洋会部会

### (1) 運営・業務委員会

水洋会部会の進め方等について審議するため、2 か月に 1 回開催した。

### (2) 技術委員会

技術基準、国際会議の概要報告及び諸技術情報等の検討を行うため、総務省総合通信基盤局電波部基幹・衛星移動通信課の担当官を交えて毎月 1 回開催した。主な案件は次のとおり。

- ① 海上保安庁の情報提供業務（DGPS）の一部終了
- ② IMO MSC97、MSC 98、NCSR 5 への対処と結果報告
- ③ スプリアス関係
- ④ WRC-12、15、19 関係
- ⑤ 固体素子 X バンドレーダー
- ⑥ X バンドにおける気象レーダーと船舶レーダーの周波数共用検討
- ⑦ 型式検定関係
- ⑧ 新基準 AIS に対応する関連規則
- ⑨ ITU-R、IMO、IALA 等の最新国際動向
- ⑩ IEC TC80 試験規格（航海機器、無線通信機器）
- ⑪ 国際 VHF チャンネルの用途変更、補償請求

- ⑫ 航海用レーダー及び ECDIS の型式承認試験基準
  - ⑬ GMDSS 近代化
  - ⑭ 統合化航海システム (INS) の性能基準改正
  - ⑮ 船用機器の操作と標準化に関するガイドライン (標準モード (S-Mode))
  - ⑯ 無線局事項書、工事設計書の様式見直し
  - ⑰ 海上版 J-ALERT
  - ⑱ 国際 VHF・船上通信設備のデジタル化
  - ⑲ オリンピック・パラリンピック関係
- (3) その他、外部の委員会、研究会、検討会
- 委員会、研究会、検討会等に水産会部会の田北事務局長が参加した。主なものは次のとおり。
- ① 総務省情報通信審議会情報通信技術分科会 ITU 部会 地上業務委員会 (専門委員)
  - ② 総務省情報通信審議会情報通信技術分科会 航空・海上無線通信委員会 (専門委員)
  - ③ 総務省情報通信審議会情報通信技術分科会 ITU 部会 地上業務委員会 航空海上移動 WG (主任)
  - ④ 総務省情報通信審議会情報通信技術分科会 航空・海上無線通信委員会 船舶用固体素子レーダー作業班 (構成員)
  - ⑤ 情報通信審議会情報通信技術分科会 航空・海上無線通信委員会 9GHz 帯航空機搭載型合成開口レーダーシステム作業班 (構成員)
  - ⑥ 日本船舶技術研究協会の次世代 GMDSS 検討プロジェクトステアリング・グループ会議 (委員)
  - ⑦ 日本船舶技術研究協会の e-navigation システム検討プロジェクト・ステアリング・グループ会議 (委員)
  - ⑧ 日本船舶技術研究協会の航海分科会 (委員)
  - ⑨ 406MHz 帯を利用した次世代衛星のビーコン通信技術に関する対処方針検討会 (委員)
  - ⑩ 電波産業会の海上無線通信の高度化に関する調査検討会 (委員)
  - ⑪ 電子情報技術産業協会 (JEITA) (航海機器、無線通信機器の IEC 国際規格対応) の TC80 国内委員会、航法システム標準化専門委員会、船内共通事項標準化グループ、船内システム標準化グループ、船用無線情報標準化グループ (客員)
  - ⑫ 日本舶用品品質管理協会の舶用品技術開発評価委員会 (委員)
  - ⑬ 日本舶用品検定協会の型式承認試験基準策定検討会 (委員)

## 8 関係団体との連携について

- (1) 一般社団法人日本船舶品質管理協会
- ① 平成 29 年度 GMDSS 救命設備積付け技術研修会 (大阪会場・継続)
    - ・ 場 所：大阪リバーサイドホテル
    - ・ 開催日：平成 29 年 12 月 1 日
    - ・ 参加者：全工協会員及び同従業員 (16 社、16 名)

## 9 その他

### (1) VMS の設置工事

#### ① 概 要

水産庁では、平成 29 年 8 月 1 日の指定漁業許可の一斉更新の時期を捉えてすべての許認可船舶への VMS (船舶位置監視システム) の設置と常時作動を義務付けることを基本方針としている。表 1 は、水産庁が公表した対象船舶の内訳であり、9 漁種 1,334 隻に対して一斉更新後の許可期間中 (5 年間) に VMS の設置等を求める内容となっている。



平成 29 年度は、表 1 の対象船舶のうち、沖合底びき網漁業、以西底びき網漁業、大中型まき網漁業、日本海べにずわいがに漁業の 5 漁種約 300 隻に対して新 VMS の設置（沖底・まき網においては旧 VMS からの換装が主）が予定されていた。（表 1 の網掛部分）。

協会では、VMS の設置工事について会員のポテンシャルを活用して支援することとし、一般社団法人漁業情報サービスセンター（JAFIC）との委託契約、協会と会員とで委託契約を締結してこの事業に取り組んできた。

<表 1：平成 29 年一斉更新許認可隻数（出典：水産庁 HP）>

漁業種別	許可	認可	合計	増減
A.沖合底びき網漁業	297(328)	41(38)	338(366)	▲28
B.以西底びき網漁業	8(10)	0(3)	8(13)	▲5
C.遠洋底びき網漁業	5(9)	2(28)	7(37)	▲30
D.大中型まき網漁業	108(118)	20(29)	128(147)	▲19
E.遠洋かつお・まぐろ漁業	240(313)	15(44)	255(357)	▲102
F.近海かつお・まぐろ漁業	294(351)	21(21)	315(372)	▲57
G.北太平洋さんま漁業	127(131)	55(51)	182(182)	0
H.日本海べにずわいがに漁業	11(11)	1(1)	12(12)	0
I.いか釣り漁業	79(116)	10(15)	89(131)	▲42
合計	1,169(1,387)	165(230)	1,334(1,617)	▲283

※（ ）内は平成 24 年の許認可隻数

## ② VMS 設置工事への対応結果

(ア) 工事者登録数：全国で 65 会員 [カッコ内は契約に至らなかった内数]

支部別	北海道	東北	関東	信越	北陸	東海	近畿	中国	四国	九州
登録数	14	19(1)	9	1(1)	4	4	1(1)	5(2)	2	6

(イ) 工事実施件数：全国で 264 件（隻）[H29.7 月～H30.3 月実施分:請求月ベース]

請求月	撤去・設置					撤去のみ					設置のみ					合計
	M	S	Z	I	IS	M	S	Z	I	IS	M	S	Z	I	IS	
8 月		31	1								1					33
9 月		44				1						7				52
10 月	54	23									2	8				87
11 月	10	3											2		8	23
2 月												2		4		6
3 月						1					1	10		51		63
合計	64	101	1			2					4	27	2	55	8	264

※ M:まき網 S:底引 Z:ずわい蟹 I:いか IS:以西底引

(ウ) 当会との契約によらない工事（JAFIC 直接契約によるもの）実施

35 件（隻）（内、会員 5 社 7 隻、会員外 8 社 28 隻）※会員によるものは契約前実施のもの。

## ③ 収支の結果

(1) JAFIC から全工協への支払総額（税込）	30,913,832 円
(2) 全工協から会員への支払総額（税・振込手数料込み）	26,487,232 円
(3) 全工協の収入総額（税込。立替保険料を除く）	4,207,920 円